

長年会社と共に歩んだ仲間に、感謝とエールを！

草津商工会議所

優良従業員表彰式典推薦募集

優良従業員表彰とは？

優良従業員表彰とは、長く会社と共に歩んでくれた従業員の方、社に多大な貢献をされた方を対象に、その功労に対し感謝を伝え、更なる活躍を期待しエールを送る式典です。是非この機会に、普段なかなか言えない「ありがとう」と「これからもよろしく！」の気持ちを伝える場として、ご利用ください！

～表彰対象となる方～

10年以上、同一企業にお勤めの正社員、パート社員の方。
また、勤続年数に関係なく、社に多大なる貢献をなされた方。

～このような表彰があります～

10年・20年・30年勤続表彰

勤続10年・20年以上は一般表彰。

勤続30年以上は、日本商工会議所・草津商工会議所会頭の連名での特別表彰。

特別功労表彰

勤続年数関わらず、社に貢献された方を推薦ください。（詳細別表1参照）

（推薦事例）

- ・生産管理やバックオフィス業務において、IT化を推進し、生産性向上に努めた。
- ・製造現場において、QCサークル活動を通じて生産効率をあげることができた。
- ・新商品を開発。プレスリリースにも成功し、売上に貢献した。
- ・必要なスキルを積極的に習得し、若手社員の手本となっている。
- ・工事の安全管理を徹底し、無事故での工事完成に貢献した。

など

式典日時	令和7年11月10日（月）15：00～16：00
式典会場	草津商工会議所（キラリエ草津）多目的室1・2（草津市大路2丁目1-35）
申込方法	裏面記入欄に必要事項をご記入の上、郵送またはご持参にてお申込ください。 またこの用紙は草津商工会議所ホームページからもダウンロード可能です。
その他	裏面の注意事項をお読みの上、お申込賜りますようお願い申し上げます。

草津商工会議所 優良従業員表彰 内規

【目的】

第1条 この内規は、草津商工会議所会員事業所に勤務する従業員の質的向上を図るため、特に他の従業員の模範と認められる者を表彰し、以って従業員の労働意欲の昂揚を図るとともに、管内商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

【定義】

第2条 1. 「永年勤続」表彰

本所会員事業所(他市町に本・支店等複数事業所がある場合、本所に登録されている事業所)において3年以上勤務する従業員(パートタイマーを含む)で、①勤続年数が10年以上(一般表彰)の者、②勤続年数が20年以上(一般表彰)の者、③勤続年数が30年以上(特別表彰)の者とし、次の項目に該当する従業員に対して事業主の推薦により表彰の対象とする。

但し、同一従業員の表彰は①②③それぞれ1回を上限とする。

(1) 勤務成績が優秀であり、他の模範となるもの。

(2) その他当該表彰に相当すると草津商工会議所優良従業員表彰審査委員会で認められたもの。

(3) 勤続年数計算方法については次の方法により勤続年数を算出するものとする。

イ. 企業整理等による合併前の勤続年数は通算することができる。

ロ. 勤続年数は毎年10月1日現在を基準日として計算するものとする。

ハ. 同一会社において、パートタイマー等から正社員へ登用となった場合、勤続年数を通算できることとする。

2. 「特別功労」表彰

勤続年数の如何にかかわらず、事業主が次の項目について(別表1)、特に功労があった従業員に対して、事業主の推薦により表彰の対象とする。

(1) 技術開発関係の部 (2) 生産関係の部 (3) 販売関係の部

(4) 経営合理化関係の部 (5) 安全衛生管理の部 (6) 環境改善の部

(7) その他当該表彰に相当すると審査委員会で認められたもの。

【表彰の人数】

第3条 一事業所より推薦できる人数は、「永年勤続」表彰、「特別功労」表彰合わせて10名程度までとする。

【被表彰者の決定】

第4条 被表彰者は草津商工会議所優良従業員表彰審査委員会において決定する。

【表彰】

第5条 表彰は表彰状並びに記念品を贈呈し毎年1回これを行なう。

【台帳】

第6条 被表彰者は草津商工会議所備え付けの優良従業員表彰名簿に記載し永久に保存する。

【負担金】

第7条 表彰に要する経費として、一部負担金を該当事業所から拠出いただく。負担金額は、永年勤続表彰の「10年」一般表彰5千円、「20年」一般表彰8千円、「30年」特別表彰10千円、及び「特別功労」表彰10千円とする。(別表2)。

【表彰式実施の要領】

第8条 表彰式実施についての具体的要領は別に定める。

【その他】

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は会頭が定める。

(附則) この内規は、昭和61年から実施する。

昭和62年7月16日改正。 昭和63年8月10日改正。 平成元年7月12日改正。

平成13年9月21日改正。 平成15年8月29日改正。 平成17年10月13日改正。

平成21年8月12日改正。 平成22年7月9日改正。 平成24年7月12日改正。

平成29年6月12日改正。 令和2年6月22日改正。 令和3年6月14日改正。

別表1. 第2条第2項（特別功勞表彰について）

表彰の種類	内 容	説 明
「特別功勞」	(1) 技術開発 関係の部	独自の技術開発により、利ヅルの製品、商品、サービスを開発した者 特許を取得した者、またはそれに値する研究、開発に携わった者
	(2) 生産関係の部	生産品に対する考案、改良、研究を行い企業に貢献した者 生産工程に対する考案、改良、工夫を行い企業に貢献した者 その他生産性向上のため考案、改良を行い企業に貢献した者
	(3) 販売関係の部	販売方法の考案、改善、工夫を行い企業に貢献した者 商品の改良、工夫に貢献した者及び販売技術に優れ企業に貢献した者 その他販売増強のため企画改善案等を行い企業に貢献した者
	(4) 経営合理化 関係の部	組織の確立、改善、合理化を行い企業に貢献した者 情報管理、事務の改善、合理化を行い企業に貢献した者 その他企業経営の改善、合理化を行い企業に貢献した者
	(5) 安全衛生管理 の部	産業災害に際し、災害予防に貢献した者 自己の危機をかえりみず人名を救助した者 重要な施設、資材を保全した者 公的な競技会等で入賞した者
	(6) 環境改善の部	自然環境の改善等に尽力した者
	(7) その他	当該表彰に相当すると審査委員会で認められた者

別表2. 第7条（負担金について）

表彰の種類	お 申 込 み 事 業 所 ご 負 担 金 額
永年勤続表彰10年（一般表彰）	5,000円
永年勤続表彰20年（一般表彰）	8,000円
永年勤続表彰30年（特別表彰）	10,000円
「特別功勞」表彰	10,000円